

令和6年度 防犯灯管理補助金のご案内

毎年4月1日現在に管理している防犯灯の数に応じて、町内会・自治会等に補助金を交付するものです。毎年、町内会・自治会等で申請をしてください。

1 補助金額

1基につき 年間1,500円

2 提出書類 提出期限 令和7年3月31日(月)まで

※申請書提出から指定の口座に振込みまで3ヶ月程度かかります。ただし、申請書の修正があった場合や申請状況により振込み時期が前後する場合があります。

提出先 **生活安全課，赤塚・常澄・内原出張所，各市民センター**

提出書類は以下の①～④，一括前払いを利用の場合は⑤も提出ください。

- ① 防犯灯管理補助金交付申請書・兼請求書 様式第2(第5条関係)
- ② 防犯灯位置図(任意様式)
- ③ 令和6年4月分(4月1日を含む)電気料金等領収証の写し
※一括前払い利用の場合は、「お客さまへのお知らせ」に記載されている金額と同額の電気料金等領収証の写し
- ④ 通帳表紙の写しと表紙裏面の見開きの写し(口座振込みを希望の場合)
※表紙裏面：口座名義がカタカナで記載されているページ
- ⑤ 東京電力発行の「お客さまへのお知らせ」

(作成日：)

お客さまへのお知らせ

毎度お引き立てをいただきありがとうございます。
さて、お客さまの一括前払い契約における前払金のご請求につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

ご使用場所 水戸市〇〇町〇〇〇
ご契約名義 〇〇〇町内会 様

1. 前払対象の期間 〇〇〇〇年〇月分から〇〇〇〇年〇月分まで
2. ご請求する前払金(a+b+c) 12,345円
<前払金額の内訳>

| | |
|-----------------------|---------|
| 1. の前払対象期間に相当する前払金(a) | 12,345円 |
| ※100円未満切り捨てです。 | |
| 前回の前払金不足額計(b) | 円 |
| 前回の前払金過払額計(c) | 円 |

(b)の内訳は、次のとおりです。

| 年 月 分 | 不足分の電気料金 | うち消費税等相当額 |
|-------|----------|-----------|
| 年 月 分 | 円 | 円 |
| 年 月 分 | 円 | 円 |
| 年 月 分 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

3. 前払金をご請求するお客さまのご指定口座

| 金融機関名 | 店舗コード | 口座番号 |
|-------|-------|----------|
| 〇〇銀行 | 〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| 口座ご名義 | | 〇〇〇町内会 様 |

4. 前払金の口座振替日 〇〇〇〇年〇月〇〇日
5. 前払金のお支払期限日 〇〇〇〇年〇月〇〇日

※前払金がお客さまのご指定口座から4.の口座振替日に引き落としができなかった場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじめご了承ください。
(解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)

お客さま番号 303(〇〇)〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇月時点全 〇口
※複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。

〇ご不明な点がございましたら、右記の
お問い合わせ先までご連絡ください。
東京電力エナジーパートナー株式会社
事業者コード(303)
お問合せ先
(カスタマーセンター)
0120-995-001(代)

〇このお知らせは、電気料金領収証では
ございません。

前払い対象の期間に **2024年4月分**が含まれていること

※不要となった防犯灯や老朽化による落下の危険性がある防犯灯については、廃止の手続きや器具を撤去するなど、適切な維持・管理をお願いします。

担当課 **市民協働部 生活安全課 交通防犯係** Tel.029-224-1113